

2020年4月7日

管理組合理事長・管理者 様

東京都港区六本木5-1-3

株式会社クリアスコミュニケーションズ
代表取締役 入内嶋 徹



新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言の対応について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、報道等でご承知のとおり、本日緊急事態宣言が発令されました。都心部においては外出自粛要請となるため、弊社も感染拡大防止と従業員の健康管理を第一に必要な対応を取らざるを得ません。誠に勝手ではございますが、区分所有者、居住者様には業務内容を変更または縮小させていただく場合があります、弊社従業員が新型コロナウイルスに感染した場合は業務を停止させていただく場合がございます。

管理組合理事長・管理者様には、最悪の状況となりました際の弊社としての対応について下記のとおり、ご報告申し上げます。

なお、弊社としても未経験の事態であり、下記内容についてはあくまでも想定される主な対応となりますが、下記以外の業務についても停止せざるを得ない場合もございますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【業務停止または遅延予定となる内容】

- ①従業員出勤（管理員・清掃員を含む）
- ②電話受付・ホームページへのメールでの問い合わせ
- ③各種点検業務・工事等の延期・休止
- ④各種支払業務
- ⑤理事会・総会の支援業務（資料印刷・発送等）
- ⑥月次報告書の提出等

【管理費等の引き落としについて】

各区分所有者様への管理費等の引き落とし請求は、固定費（管理費・修繕積立金・各種使用料等）のみとなり、契約や解約に伴う変動費や未収金等の加算は後日の精算とさせていただきます。

【ご連絡について】

弊社従業員は在宅勤務の予定となりますが、在宅勤務中のお問い合わせは、フロント担当者の携帯またはメールへのご連絡をお願いいたします。なお、出来る限りの対応となりますことのご理解をお願いいたします。

【ゴミ出しについて】

管理員、清掃員の出勤停止に伴い、ゴミ出し作業が不可能となる場合があります。その際は居住者様に各自ゴミ収集場所へのゴミ出しをお願いいただくこととなります。また地域によってはゴミ収集自体が不可能となる場合も考えられます。そのような状況となった場合は、ゴミ置場を封鎖させていただき、各自で保管していただくこととなります。

以上